

2021年 10月 25日

取手市長 殿

請求者

調査請求書

取手市政治倫理条例第14条第1項の規定により、下記のとおり調査を請求します。

1 疑義があると認められる者の氏名

取手市長 藤井信吾氏

2 疑義の内容

受注業者からの寄付受領。取手市政治倫理条例第4条(政治倫理基準)第5号違反

3 疑義の根拠

① 藤井氏は2016(平成28)年から現在まで、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、利根町で構成する一部事務組合である茨城県南水道企業団の企業長を務めている。

② 藤井氏が代表を務める政治団体「取手新時代をひらく会」の収支報告書によると、同会は、住所欄に「XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX」、職業欄に「代表取締役社長」とそれぞれ記載されたXXXXXXXXXX氏から下記日付・金額の寄付を受けている。

▽平成29年6月19日に99,000円

▽平成31年2月19日に100,000円

▽令和元年7月6日に99,000円

③ 法人登記によると、XXXX氏は、水道関連工事などを手掛けるXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX株式会社の代表取締役である。また、上記寄付の当時、会社本店の所在地はXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、XXXX氏の住所はXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXとそれぞれ登記されている。

④ 藤井氏が茨城県南水道企業団企業長を務めている間、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX株式会社の取手支店(XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX)は企業団発注の配水管布設替工事を下記日付・金額(税別)で落札し受注している。

▽平成29年5月31日「県南水新工第5-8号」910万円

▽平成30年7月4日「県南水新工第4-10号」3328万円

▽令和元年10月23日「県南水新工第5-21号」3090万円

▽令和2年9月29日「国補県南水新工第5-19号」2150万円

▽令和3年2月16日「県南水新工第5-42号」2170万円

⑤ **XXXX**氏は会社を代表して契約行為を行う代表取締役であり、収支報告書の住所欄は **XXXX**氏個人の住所ではなく、会社本店の所在地が記載されている。よって一連の寄付は個人名目となっているが、実体は会社としての寄付である。これは、取手市政治倫理条例第4条(政治倫理基準)第5号の前段にある企業からの寄付に該当する。受注業者から政治家藤井氏への「税金の還流」とのそしりを免れない。

⑥ **XXXX**氏は、平成29年5月31日に「県南水新工第5-8号」を落札して間もない同年6月19日に99,000円を寄付している。この寄付は政治的・道義的に重大な疑義のある「受注の謝礼」と推認できる。よって、取手市政治倫理条例第4条(政治倫理基準)第5号の後段にある「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」に該当する。

4 添付資料(疑義を証する資料)

① 政治団体「取手新時代をひらく会」収支報告書の写し(表紙と該当ページ抜粋)

▽平成29年分

https://www.pref.ibaraki.jp/somu/shichoson/senkyo/seijishikin_syushi_kohyo/h29_syushi/documents/713.pdf

▽令和元年分

https://www.pref.ibaraki.jp/somu/shichoson/senkyo/seijishikin_syushi_kohyo/r2_r1syushi/documents/r1-755.pdf

② 茨城県南水道企業団の入札結果資料

▽企業団総務課提供の「入札結果」PDF

・平成29年5月31日と平成30年7月4日執行分抜粋

▽企業団ホームページの該当ページ

・入札結果(令和元年10月23日執行)

<https://www.ibananww.ne.jp/nyuusatu20191023.htm>

・入札結果(令和2年9月29日執行)

<https://www.ibananww.ne.jp/nyuusatu20200929.htm>

・入札結果(令和3年2月16日執行)

<https://www.ibananww.ne.jp/nyuusatu20210216.htm>

③ 「登記情報サービス」提供の **XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX**株式会社の法人登記情報

以上